

11 産業振興

1 商工業の状況

(1) 商業

区 分	実 数		
	19年	24年	28年
事業所数	3,538	2,589	2,712
従業者数(人)	26,993	19,348	22,000
年間商品販売額(万円)	129,550,215	98,576,900	106,182,300

※参考資料

19年・・・・・・ 商業統計調査（経済産業省）

24年、28年・・・・・・ 経済センサス活動調査（総務省）

区 分	実 数			構 成 比		
	19年	24年	28年	19年	24年	28年
事業所数						
総 数	3,538	2,589	2,712	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	1,044	840	893	29.5	32.4	32.9
小 売 業	2,494	1,749	1,819	70.5	67.6	67.1
従業者数(人)						
総 数	26,993	19,348	22,000	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	10,170	7,512	8,020	37.7	38.8	36.5
小 売 業	16,823	11,836	13,980	62.3	61.2	63.5
年間商品販売額(万円)						
総 数	129,550,215	98,576,900	106,182,300	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	96,264,172	76,079,600	76,717,600	74.3	77.2	72.3
小 売 業	33,286,043	22,497,300	29,464,800	25.7	22.8	27.7
一店当り年間販売額(万円)						
総 数	36,617	38,075	39,153	—	—	—
卸 売 業	92,207	90,571	85,910	—	—	—
小 売 業	13,346	12,863	16,198	—	—	—
売り場面積(m ²)						
小売業のみ	359,368	297,617	290,562	—	—	—

※年間商品販売額（万円）の総数は、単位未満を四捨五入しているため、卸売業と小売業の合計とは一致しません。

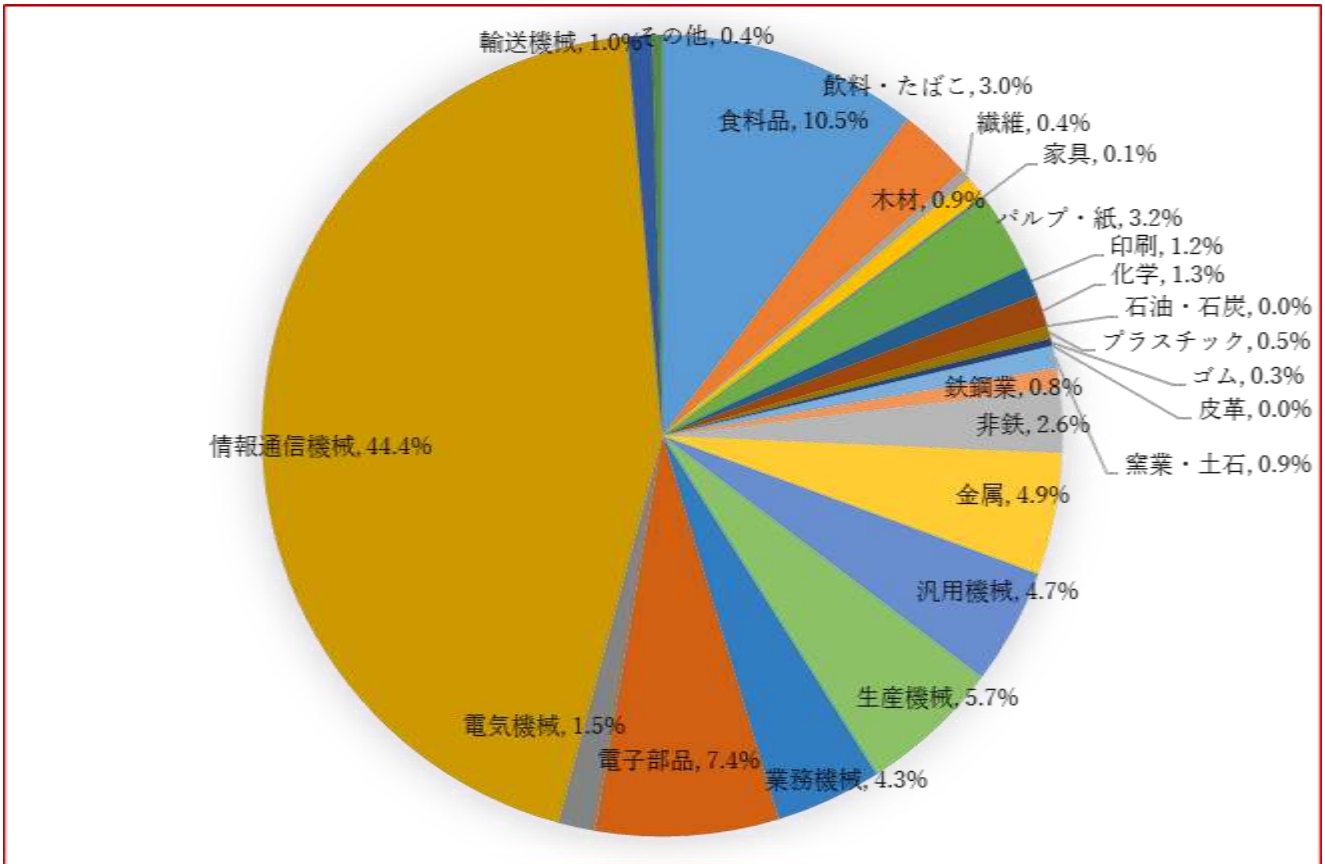
(2) 工業

・主要産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所に係る集計）

なお、表中の「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としたものです。

区分	事業所数(箇所)		構成比(%)		従業者数(人)		構成比(%)		製造品出荷額(万円)		構成比(%)	
	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年
総数	310	301	100	100	13,811	14,604	100	100	50,263,854	58,104,882	100	100
食料品	58	55	18.7	18.3	2,644	2,706	19.1	18.5	6,008,353	6,072,202	12	10.5
飲料・たばこ	8	9	2.6	3	460	489	3.3	3.3	1,719,058	1,749,762	3.4	3
繊維	8	8	2.6	2.7	155	157	1.1	1.1	209,089	206,423	0.4	0.4
木材	7	7	2.2	2.3	189	178	1.4	1.2	499,231	508,943	1	0.9
家具	5	5	1.6	1.7	34	31	0.2	0.2	54,604	53,473	0.1	0.1
パルプ・紙	9	10	2.9	3.3	333	389	2.4	2.7	1,621,261	1,849,265	3.2	3.2
印刷	29	25	9.3	8.3	535	520	3.9	3.6	735,330	697,629	1.5	1.2
化学	3	3	1	1	316	397	2.3	2.7	834,142	758,745	1.7	1.3
石油・石炭	3	3	1	1	29	30	0.2	0.2	×	×	0	0
プラスチック	12	11	3.9	3.7	258	244	1.9	1.7	279,432	270,494	0.6	0.5
ゴム	3	4	1	1.3	207	218	1.5	1.5	161,499	170,837	0.3	0.3
皮革	1	1	0.3	0.3	5	5	0	0	×	×	0	0
窯業・土石	12	12	3.9	4	207	192	1.5	1.3	531,244	527,209	1.1	0.9
鉄鋼業	5	5	1.6	1.7	121	128	0.9	0.9	491,134	464,096	1	0.8
非鉄	4	4	1.3	1.3	227	229	1.6	1.6	1,524,016	1,504,752	3.1	2.6
金属	33	35	10.6	11.6	1,371	1,359	9.9	9.3	2,946,487	2,857,352	5.9	4.9
汎用機械	15	13	4.8	4.3	1,132	999	8.2	6.8	2,675,822	2,745,323	5.3	4.7
生産機械	22	24	7.1	8	869	1,213	6.3	8.3	2,854,932	3,286,682	5.7	5.7
業務機械	11	9	3.5	3	712	579	5.2	4	2,734,342	2,513,243	5.5	4.3
電子部品	7	7	2.3	2.3	1,588	1,984	11.5	13.6	3,922,099	4,322,115	7.8	7.4
電気機械	22	22	7.1	7.3	513	521	3.7	3.6	2,083,486	863,439	4.2	1.5
情報通信機械	7	6	2.3	2	1,420	1,515	10.3	10.4	17,544,525	25,780,325	34.9	44.4
輸送機械	5	4	1.6	1.3	285	337	2.1	2.3	436,483	546,433	0.9	1
その他	21	19	6.8	6.3	201	184	1.5	1.2	214,188	205,379	0.4	0.4

・産業別製造品出荷額等の構成（従業員 4 人以上の事業所に係る集計）



2 商工業振興助成事業

本市における商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、松本市商工業振興条例に基づき、必要な助成を行うことにより、商工業の振興並びに雇用機会の拡大を図ります。

助成内容

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）
高 度 化 事 業	中小企業団体が高度化を図るための施設設置（土地を除く。）に要する経費（高度化資金借入額を除く。）	10/100～ 15/100	3,000
	ただし商店街団体が行う事業は、施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100～ 1/3	4,000
共 同 施 設 設 置 事 業	中小企業団体が行う施設設置（街路灯等）に要する経費（土地を除く。）	20/100～ 1/3	2,000 （商店街団体の場合は4,000万円）
	中小企業団体が管理する街路灯の改修または修繕に要する経費	1/3	10/灯
	中小企業団体が管理する街路灯のLED化改修に要する経費	1/3	15/灯
工 場 等 用 地 取 得 事 業	用地取得費	20/100～ 30/100	15,000～20,000 （2年分割交付）
	雇用促進事業 当該従事者の雇用に要する経費	定額/人	500
工 場 等 設 置 事 業	工場等の新設・移設・増設に係る投下固定資産総額（土地を除く。）に対する固定資産税相当額	100/100	（3年間交付）
工 場 等 緑 化 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
公 害 防 止 施 設 設 置 事 業	施設改善に要する経費（土地を除く。）	20/100	1,000
従 業 員 福 利 厚 生 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
技 術 者 養 成 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000

3 商店街の活性化

(1) 松本市商業ビジョン

中心市街地商業活性化研究会からの提言を踏まえ、直面する諸課題を松本市全体の課題として共有したうえで、今後 10 年間に於ける商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として、平成 31 年 4 月に、「松本市商業ビジョン」を、松本商工会議所とともに策定しました。

ア 目指す商業地の姿 「挑戦する商業者が創る、地域に愛される商業地」

商業者が積極的に活動し、お互いに切磋琢磨しながらも協力し、地域に支持され、愛される事により、より多くの人を引き付ける魅力的な商業地をつくることを目指します。

イ 基本目標

目指す商業地の姿を実現するため、以下の 3 つの基本目標に基づき取り組んでいきます。

- (ア) 商業を支える個店の経営力強化と創出
- (イ) 魅力的な個店が集積する商業地の形成
- (ウ) 中心市街地の商業地としての魅力を高めるまちづくり

(2) 商店街全体

商店街活動に対する支援として「商店街活動振興事業補助金交付要綱」により補助を行っています。

商店街活動振興事業（主なもの）

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）	R2 補助団体
活動強化事業	商店街活動の強化を図るための企画等に要する経費	1/3	100	6
まちおこし事業	誘客イベントの開催に要する経費	1/3	100	3
賑わい創出事業	商店街に接する道路で歩行者天国を実施して開催する誘客イベントに要する経費	1/2	50	0

4 創業支援事業

(1) 新規開業家賃補助事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が店舗等を賃借して開業する際の店舗等賃借料の一部について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が店舗を賃借して開業する際の家賃

イ 補助期間 2 年間を限度

ウ 補助率

(ア) 1 年目 3/10 以内（上限 8 万円／月額）

※R2. 1. 1～R3. 3. 31 までに開業した事業者 6/10（補助上限 16 万円／月額）

R3. 4. 1～R4. 3. 31 までに開業した事業者 5/10（補助上限 14 万円／月額）

(イ) 2年目 2/10以内(上限6万円/月額)

エ 対象者

新規開業者等で次の条件を全て満たす者

(ア) 原則として松本商工会議所の指導を受けていること。

(イ) 松本市に居住し、市税に滞納がないこと。

(ウ) 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。

(エ) 業種は、中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外(代表例): 農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、
パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第3条第1項の適用を受ける飲食業

オ 新規開業者等

事業を営んでいない者又は営んでいた事業を取りやめた者で、新たな事業を開始する予定の者

カ 交付の決定

補助金交付の可否は「松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会」の審査を経て決定

キ 令和2年度実績 114件 36,150千円

(2) 新規開業支援利子補給事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子

イ 補助期間 2年間を限度

ウ 補助額

(ア) 1年目 利子相当額(全額)

(イ) 2年目 利子相当額の2/3以内

エ 対象者 新規開業家賃補助事業と同様 ※ただし法人は対象外

オ 制度資金等

市又は県であっせんした次の融資

(ア) 市創業支援資金

(イ) 県信州創生推進資金(創業支援向け)

(ウ) 日本政策金融公庫の融資(創業支援向け)

カ 交付の決定

補助金交付の可否は「松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会」の審査を経て決定

キ 令和2年度実績 72件 2,326千円

(3) 商業アドバイザー事業

松本市商業ビジョンに基づき、令和元年11月から、地域で活躍する現役の経営者を「商業アドバイザー」として委嘱し、主に創業5年未満の事業者に対する支援を行っています。

令和2年度実績 74事業者を支援(うち65事業者は持続化給付金対応)

(4) 松本地域事業者支援ネットワーク

松本市商業ビジョンに基づき、令和2年1月に15機関で構成された「松本地域事業者支援ネットワーク」を設立し、創業に関する支援情報の共有を図っています。

令和2年度実績 松本市地域事業者支援ネットワーク会議1回開催

5 空き店舗活用事業

商店街の空き店舗の解消を図るため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む際の店舗賃借料の一部について補助を行います。

- (1) 対象事業費 事業者が商店街の空き店舗を賃借して出店する際の家賃
- (2) 補助率 対象経費の 1/10 以内(中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は 2/10 以内)
- (3) 限度額 4 万円(中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は 8 万円以内)
- (4) 補助期間 1 年間を限度
- (5) 用語の定義

ア 空き店舗(次の条件をすべて満たすもの)

- (ア) 前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後 3 ヶ月を経過しても入居者の決まらない店舗施設
- (イ) 建物の 1 階に位置すること(ただし中心市街地の場合は、建物の 1 階又は 2 階)。
- (ウ) 大規模小売店舗立地法に規定する大型店でないこと。

イ 事業者

市内に店舗を有しない事業者又は市内に有する店舗を継続して営業する事業者で次の条件をすべて満たす者

- (ア) 市税に滞納がないこと。
- (イ) 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。

ウ 商店街

用途地域が商業地又は近隣商業地の地域に位置し、概ね 10 件以上の商店が近接して形成している商店街

エ 中心市街地

松本市中心市街地活性化基本計画に規定されている中心市街地

- (6) 業種 中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種を営むこと。
※ 対象外(代表例): 農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第 3 条第 1 項の適用を受ける飲食業
- (7) 交付の決定
補助金交付の可否は「松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会」の審査を経て決定
- (8) 令和 2 年度実績 8 件 1,184 千円

6 大型店対策

「大規模小売店舗立地法」に基づく出店等の手続きに係る指導や、「松本市大型店対策庁内連絡会議」を始めとする庁内関係課との調整を行っています。

- (1) 市内の大規模小売店舗の状況

令和 3 年 3 月 31 日現在の「大規模小売店舗立地法(平成 12 年 6 月 1 日施行)」による大型店の状況は、57 店舗、店舗面積は 292,043 ㎡となっています。

ア 店舗面積 3,000 m²以上 27 店舗 (店舗面積 233,670 m²)

現 店 舗 名	店舗面積(m ²)	開店年	種 別
ミツルヤ家具センター	4,125	1972(S47)	専門店
松本電鉄バスターミナルビル	13,178	1978(S53)	ショッピングセンター
駅ビル MIDORI 松本店	5,397	1978(S53)	駅ビル
井上百貨店本店	17,685	1979(S54)	百貨店
(株)パルコ松本店	15,155	1984(S59)	寄合百貨店
梓川ショッピングセンター	4,855	1987(S62)	ショッピングセンター
ハイランドシティまつもと	17,583	1993(H 5)	ショッピングセンター
お宝中古市場松本店	3,544	1993(H 5)	専門店
ネオパーク松本店	12,418	1994(H 6)	ショッピングセンター
南松本ショッピングセンター	15,152	1996(H 8)	ショッピングセンター
東松本シルクプラザ	5,277	1996(H 8)	ショッピングセンター
ファッションセンターしまむら& ニシザワショッピングタウン	3,407	1996(H 8)	ショッピングセンター
サンリツプラザ松本	8,909	1999(H11)	ショッピングセンター
カインズホーム梓川店	7,000	2000(H12)	ホームセンター
綿半ホームエイド松本芳川店	5,157	2000(H12)	ホームセンター
トイザラス松本店	3,124	2000(H12)	専門店
なぎさライフサイト (ツルヤなぎさ店、エイデン松本店、 ツタヤ北松本店)	6,606	2004(H16)	ショッピングセンター
スポーツデポ・ゴルフ 5 南松本店	5,430	2004(H16)	専門店
ケーヨーデイツー松本寿店	4,488	2004(H16)	ホームセンター
ツルヤ平田店・ノジマ松本店	5,054	2005(H17)	ショッピングセンター
ニトリ松本店	5,165	2006(H18)	専門店
ニトリ松本高宮店	3,075	2006(H18)	専門店
庄内ショッピングタウンA街区	9,265	2008(H20)	ショッピングセンター
スーパースポーツゼビオ松本店	6,611	2009(H21)	専門店
東京インテリア家具松本店	8,908	2014(H26)	専門店
イオンモール松本(A棟・B棟・C棟)	34,378	2017(H29)	ショッピングセンター
ケーズデンキ松本宮田店	4,561	2020(R2)	専門店
合 計 27 店 舗	233,670		

イ 店舗面積 1,000～3,000 m²未満の店舗 30 店舗 (店舗面積 58,373 m²)

7 中小企業金融対策

- (1) 中小企業者が事業経営に必要とする資金を円滑に調達する事業資金として、長野県の 14 制度資金及び松本市の 8 制度資金の融資斡旋を行っています。
- (2) 市制度資金のうち 7 制度資金については、0.2%から 0.8%の利子補給をしています。
また、信用保証料については、松本市制度資金利用の場合 5 分の 4（セーフティネット保証の場合は全額）を、県制度資金利用の場合 5 分の 2（セーフティネット保証の場合は 2 分の 1）を市が負担しています。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大により、経営に著しい影響を受けている事業者の資金繰り支援として、令和 2 年 3 月から令和 3 年 3 月まで新型コロナウイルス対策特別資金を取り扱いました。
- (4) 資力に乏しい小規模事業者の持続的発展を支え、資金繰り改善を図る等、使いやすい資金となるよう令和 3 年度から資金メニューを見直しました。
- (5) 令和 2 年度の利用実績は別表のとおりです。
なお、令和 2 年度末の融資残高は 216 億 6,751 万円、預託金額は 49 億 7,400 万円となっています。

別表

区 分		融 資 実 績				前 年 度 対 比			
		元 年 度		2 年 度		増 減 数		増 減 率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総 数		件 399	千円 2,729,330	件 1,969	千円 25,977,180	件 1,570	千円 23,247,850	% 393.5	% 851.8
市 制 度 資 金 総 数		231	1,712,280	1,747	21,095,750	1,516	19,383,470	656.3	1,132.0
市 制 度 資 金	運転資金	2	20,000	1	10,000	△1	△10,000	△50.0	△50.0
	小規模事業資金（一般）	84	243,880	19	74,170	△65	△169,710	△77.4	△69.6
	小規模事業資金 （景気変動対策貸付）	23	134,400	1	3,000	△22	△131,400	△95.7	△97.8
	商工業施設改善資金	0	0	1	4,000	1	4,000	皆増	皆増
	機械類購入資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	公害防止施設整備資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	共同化資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	創業支援資金	2	5,000	2	64,330	0	59,330	0.0	1,186.6
	景気変動対策資金 （借換含）	43	456,000	4	43,200	△39	△412,800	△90.7	△90.5
	まちづくり資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	事業拡大資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	工業立地促進資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	新型コロナウイルス 対策特別資金	77	853,000	1,719	20,897,050	1,642	20,044,050	2,132.5	2,349.8
県 制 度 資 金 総 数		168	1,017,050	222	4,881,430	54	3,864,380	32.1	380.0
県 制 度 資 金	経営健全化支援資金 （経営安定対策）	9	93,960	0	0	△9	△93,960	△100.0	△100.0
	経営健全化支援資金 （特別経営安定対策）	5	79,900	4	250,000	△1	170,000	△20.0	212.9
	経営健全化支援資金（新 型コロナウイルス対策）			85	3,658,150	85	3,658,150	皆増	皆増
	信州創生推進資金	135	658,380	126	793,970	△9	135,590	△6.7	20.6
	経営改善サポート資金	3	120,130	2	150,000	△1	29,870	△33.3	24.9
	小規模企業発展資金	16	64,680	5	29,310	△11	△35,370	△68.8	△54.7

8 計量

計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するため定期検査や立入検査を行うとともに、消費者に対して計量思想の普及・啓発を図ります。

(1) 計量器定期検査

区 分	受検戸数	検査器数	不合格器数	不合格率(%)
市検査	477	1,528	16	1.04
代検査	98	573	8	1.39
合 計	575	2,101	24	1.14

(2) 立入検査

ア 特定商品量目検査

(ア) 立入事業所検査

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
中元期	—	—	—	—
年末期	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は実施を見送ったもの

イ 特定計量器検査

(イ) 質量計

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
市検査	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は実施を見送ったもの

(イ) 燃料油メーター検査

※令和2年度は実施なし

(3) 計量思想の普及・啓発

11月1日の計量記念日に合わせ、例年11月に開催される消費生活展での計量に関する展示コーナーの設置や、市民祭におけるはかり資料館の無料開放等による普及・啓発を実施してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止しました。

9 市営松本城大手門駐車場

(1) 位 置 松本市大手2丁目3番10号

(2) 面 積 12,856.38 m²

(3) 施設規模

ア 平面駐車場 広場式 バス12台、障がい者等用4台、自動二輪車15台 (H30.11から)

イ 立体駐車場 南棟 6階7層 自走式 437台 (うち定期駐車186台)

(4) 総事業費 約56億円

(5) 供用開始 平成4年7月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間	
		普通 午後5時00分から午前8時30分まで	大型 午後10時00分から午前8時30分まで
普通自動車及び軽自動車	150円	1,030円	
大型自動車	370円	3,560円	

イ 自動二輪車 1日1回毎100円

ウ 定期駐車（普通自動車及び軽自動車 1ヵ月1台）

屋上 13,200円、2～6階 16,430円

(7) 管理運営 指定管理者（TOY BOX）

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)	H30 (364)		R元 (365)	R2 (364)	前年度対比		
					増減数	増減率(%)	
普通車	台数(台)		133,242	113,209	78,154	△35,055	△31.0
	使用料(千円)		70,641	55,503	31,893	△23,610	△42.5
	1日当たり台数		366	310	215		
	回転率	0.96 (*1)	1.23 (*2)	1.23	0.85		
バス	台数(台)		6,108	4,419	760	△3,659	△82.8
	使用料(千円)		9,529	7,334	1,326	△6,008	△81.9
	1日当たり台数		17	12	2		
	回転率	1.39	1.00	0.17			
自動二輪車	台数(台)		2,204	2,216	1,667	△549	△24.8
	使用料(千円)		220	222	167	△55	△24.8
	1日当たり台数		6	6	5		
	回転率	0.25	0.40	0.33			
定期	台数(台)		2,112	1,946	1,791	△155	△8.0
	使用料(千円)		33,410	31,348	29,103	△2,245	△7.2

(*1) 4月1日から8月19日北棟解体前の数値

(*2) 8月20日から3月31日の北棟解体後の数値

10 市営中央西駐車場

(1) 位 置 松本市中央1丁目20番21号

(2) 面 積 6,488.11㎡

(3) 施設規模 7階8層、自走式、206台（うち定期駐車2台）

(4) 総事業費 約17億円（用地費 約7億円、建設費 約10億円）

(5) 供用開始 平成10年3月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間 (午後10時00分から午前8時30分まで)
普通自動車及び軽自動車	150円	1,030円

イ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1ヵ月1台)

19,800円

(7) 管理運営 指定管理者 (株パルコススペースシステムズ)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)	H30 (364)	R元 (365)	R2 (364)	前年度対比		
				増減数	増減率(%)	
普通車	台数(台)	187,559	175,981	139,577	△36,404	△20.7
	使用料(千円)	79,399	75,575	56,804	△18,771	△24.8
	1日当たり台数	515	482	383		
	回転率	2.52	2.36	1.88		
定期	台数(台)	24	24	24	0	0.0
	使用料(千円)	466	471	475	4	0.8

11 市営中央駐車場

(1) 位 置 松本市中央1丁目23番2号

(2) 面 積 6,107.49㎡

(3) 施設規模 8階8層 (うち駐車場部分1~6階)、自走式165台 (うち定期駐車45台)

(4) 総事業費 約9億4千万円 (用地費 約5億1千万円、建設費 約4億3千万円)

(5) 供用開始 平成11年4月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間 (午後10時00分から午前8時30分まで)
普通自動車及び軽自動車	150円	1,030円

イ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1ヵ月1台)

19,800円

(7) 管理運営 指定管理者 (松本商工会議所)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		H30 (364)	R 元 (365)	R2 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率 (%)
普通車	台数(台)	93,646	90,690	63,871	△26,819	△29.6
	使用料(千円)	53,109	51,743	31,618	△20,125	△38.9
	1日当り台数	257	248	175		
	回転率	2.05	1.98	1.46		
定期	台数(台)	585	629	509	△120	△19.1
	使用料(千円)	11,372	12,336	10,078	△2,258	△18.3

12 工業ビジョンの推進・(一財)松本ものづくり産業支援センター

松本市では、市内ものづくり産業の持続的な発展に向けて、ものづくり企業や関係機関、行政それぞれが主体的に取り組んでいくための指針として、平成30年3月に松本市工業ビジョン(計画期間2018年度～2027年度)を策定しました。

ビジョンでは、松本市の目指すべき方向性を「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」とし、従来の健康・医療産業に、食料品製造業と産業用ロボット等の高度な産業用機械分野を加えた3つの重点産業の推進、健康経営の推進、ICTの活用による生産性向上と新たな活力の創出等を重点的推進事項に定めました。

平成30年度からは、(一財)松本ものづくり産業支援センターを中心に、市や商工会議所、学術機関、その他の支援機関等が連携して中小企業に対する各種支援を実施し、工業ビジョンを推進することにより、産業創発力の向上と、ものづくり産業の更なる振興を推進しています。

令和元年度から経済産業省の支援を受け進めてきた、食料品・飲料製造分野でのブランド化・高付加価値化に向けた企業の取組み支援では、令和2年度に地方創生推進交付金を活用した「地域中核企業支援事業補助金」を新設しました。※令和2年度実績：1件(施設等整備事業)

令和元年度に開設したサザンガクでは、県との連携により「信州スタートアップステーション」や「よろず支援拠点」など起業・創業や経営の相談窓口を設置し、イノベーション創出に向けた支援体制の整備を図りました。

(1) (一財)松本ものづくり産業支援センターの概要

ア 施設概要

(ア) 所在地 松本市和田南西原4010-27(松本臨空工業団地内)

(イ) 施設内容 研究開発室(インキュベート施設)、共同開発室、事務室、研修室、情報収集提供室、商談室等

イ 支援体制及び業務内容

総務、ものづくり支援、ICT支援の3担当を配置し、重点産業の推進やICT活用推進等、ビジョンに定める重点事項の推進に取り組みます。

(ア) 総務担当

各種産業の育成支援のための研究開発室等施設の貸し出し、維持管理業務等を行います。

(イ) ものづくり支援担当

重点産業を中心に中小企業の新技術・新製品等の研究開発支援、技術の高度化や経営の高質化等の経営力強化支援、販路拡大につながる展示会への出展等受発注に関する支援の他、ものづくり人材の育成、産学官連携等の各種支援を、相談受付や企業訪問等により実施します。

(ウ) ICT支援担当

サザンガクを中心に、ICTを活用した新ビジネスの創出や起業、創業の支援、新しい働き方の浸透の他、中小企業のICTニーズの把握と導入支援、セミナー等ICT人材の育成に係る事業等を行い、ICTの活用による産業振興を図ります。

ウ 連携支援機関

- ・松本市
- ・松本商工会議所
- ・信州大学
- ・(公財)長野県テクノ財団アルプスハイランド地域センター

13 製造業等活性化支援事業

独創的な新技術・新製品の開発による地域産業の活性化を目的に、市内中小事業者等が大学や、公設試験研究機関等と連携して共同研究・開発を行う場合（産学共同研究事業）や、産産連携・農商工連携等により新分野・異分野への展開を図る場合（新産業創出事業）の経費の一部を補助しています。

特に工業ビジョンの重点産業については、特定産業として手厚く助成を行っています。

令和2年度実績 特定産業1件

14 製造業等販路拡大支援事業

新市場の開拓や販路の拡大を目的として市外で開催される展示会または見本市に出展し、自社で製造または開発した製品や技術を出展しようとする場合の展示会の出展料（小間料）や、海外出展をする場合の輸送費等の一部を補助しています。

また、平成25年度からは、特に海外出展に向けた制度の充実を図っています。

令和2年度実績 延べ0件 ※新型コロナウイルス感染拡大による展示会等の中止による

15 製造業等人材育成事業

松本地域における中小企業製造業者等の人材育成を推進し、経営力・技術力の強化を図ることにより、製造業者が厳しい経済環境を乗り越え活性化していくことを目的に、経営力の強化や技術力の向上につながるよう、従業員が受講する研修費の一部を補助しています。

令和2年度実績 9件

16 地場産業振興事業

松本市の地場製品の周知や広報をはじめ、市内外で開催される各種イベント等における即売や紹介

ブースの出展、各種団体への補助、事業費負担等により、地場製品の知名度向上、販路拡大等を通じて地域産業の活性化を図っています。

(1) 大型イベントの開催

地場産業振興を目的に、「信州・松本そば祭り」「信州夢街道フェスタ」「信濃の国楽市楽座」などの大型イベントを毎年開催してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、すべて開催を見送りました。

(2) 販路開拓事業

首都圏をはじめ中京圏や九州など各地で開催される各種物産展へ参加し、多くの来場者に特産品をPRしてきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、予定していたイベントが軒並み中止となり、web イベント1件への参加のみとなりました。

(3) 松本スイーツ開発・普及事業

新たな松本ブランド「スイーツの街・まつもと」の確立を目指し、地元菓子製造事業者等との協働により、コンテストの開催や新商品開発、イベント出展等に取り組んできましたが、事業開始から5年が経過したのを機に、事業者主体の取組みに移行しました。

17 ものづくり伝承事業

地場産業として地域経済を支えてきた伝統的な産業の中には、大量生産品の出現や後継者不足等で、技術・技法の継承が困難になってきていることから、平成18年度に立ち上げた松本ものづくり伝承塾実行委員会を主体に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直す活動や販路拡大、後継者育成事業などの諸課題に取り組んでいます。

令和2年度は、ものづくり体験講座の実施や小中学生の職場体験受入れに対する助成や「名工・名産品ガイドブック」の市内小中学校への全校配付、後継者育成助成（継続2件）等の事業を行いました。

18 産学官連携事業

地域の産・学・官の相互連携を推進することにより、中小企業や起業家の新たな技術・製品の開発、新産業の創出等に結びつけ、松本市工業ビジョンに定める3つの重点産業を中心としたものづくり産業の振興と地域経済の活性化を図ります。

(1) 事業内容

ア 「松本地域産学官連絡会」事業として、企業と大学等を対象に、マッチング懇談会、医療・健康産業分野、産業用ロボット分野等につながるシンポジウムを開催しています。

イ 信州大学の産学官連携部署に市職員を派遣し、綿密な産学官連携を進めています。

ウ 「松本地域産学官交流ネットワーク」を、長野県テクノ財団等との連携で随時開催し、日常的に企業と大学、支援機関の連携、新産業育成の素地を整えています。

エ 信州大学の進める先鋭領域融合研究群をはじめ、世界的に最先端の研究成果を地元企業に還元、新産業の創出を図ります。

オ (一財)松本ものづくり産業支援センターを核に、他の支援機関や大学等の研究機関、国・県等行政機関との緊密な連携を進めています。

19 海外経済交流事業

松本市の経済発展につなげていくため、外国との交流を行っています。中でも、ロシアは隣国でありながら民間レベルでの経済交流がほとんど進んでいないことから、新たな市場開拓のため、交流を進めていきました。

(1) 経過及び現状

ア 平成 20 年 10 月、公式訪問団としてモスクワを訪問し交流をスタートしました。

イ 平成 23 年度から、モスクワの観光商談会等に松本市として出展し、松本城、上高地を含めた旅行プランの紹介を行いました。こうした取組みの結果、令和元年におけるロシア人旅行者の市内宿泊者数は 521 人となり、交流開始前の 0 人から大幅に増加しました。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、予定していた商談会やファムトリップが中止となり、宿泊者数は 127 人に減少しました。

(2) 今後の取組み

観光分野が取組みの中心となったため、今後は観光インバウンド事業の一環として取り組むものとなりました。

20 松本商工会議所

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

(1) 会員数 4,182 事業所

(2) 議員数 120 人

1 号議員 60 人、2 号議員 42 人、3 号議員 18 人

(3) 職員数 55 人

(4) 令和 2 年度決算

一般会計 230,050 千円

特別・積立金会計 (11 会計) 1,178,940 千円

計 1,368,430 千円

(5) 商工会館

竣工 昭和 48 年 6 月

建設費 3 億 4000 万円

21 健康産業の推進・(一財) 松本ヘルス・ラボ

健康に高い意識を持ち、自ら健康づくりを実践する市民の協力・支援により優れた製品・商品やサービスが創出されることにより、地域経済の好循環と雇用の場の創出が図られ、併せて市民の健康度の更なる向上が期待される「松本ヘルスバレー構想」の実現を目指し、新たな需要と産業の創造、雇用の創出を目指しています。

(1) (一財) 松本ヘルス・ラボの概要

ア 現状及び取組内容

- (ア) 会員数 令和2年度末現在 約 1,300 名
- (イ) 会員向け健康増進プログラム
 - a 年2回の健康チェック
 - b 月2回程度の健康プログラム
 - c 法人会員制度による企業の健康経営支援（令和2年度現在 4 企業・団体）
- (ウ) 企業とのモニタリング調査事業等
企業連携事業及び受託事業（令和2年度 7 件）

尿酸値低減作用に関するモニタリング調査などを実施し、規模の大きな調査にも対応しました。

(2) 主な経過

平成23年 7月	松本地域健康産業推進協議会設立
12月	第1回世界健康首都会議開催
平成24年10月	庁内に松本市健康産業推進研究会設置
11月	第2回世界健康首都会議開催
平成25年 5月	健康産業フォーラムの開催（年3回、以降令和元年まで毎年開催）
11月	第3回世界健康首都会議開催（2日間での初開催、以降毎年開催）
平成26年12月	松本ヘルス・ラボ事業に着手
平成27年 3月	松本地域健康産業推進協議会内に「松本市健康経営研究会」を設置
9月	任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
平成28年12月	「一般財団法人松本ヘルス・ラボ」設立
平成29年 3月	松本ヘルス・ラボオフィス開設
平成30年 4月	松本ヘルス・ラボ法人会員向けの健康プログラムの提供開始
平成31年 1月	健康産業フォーラム（東京説明会）の開催
令和元年 6月	松本ヘルス・ラボ法人会員制度を利用した学生向け健康プログラム開始
令和 2年10月	第10回世界健康首都会議開催（第10回をもって終了）

(3) 令和2年度における主な取組み

- ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、個人会員向けの健康増進プログラム、保健師等による健康相談、法人会員向けの「健康経営」プログラムを提供したほか、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。
- イ 健康寿命延伸に向けた需要と産業の創出を目指す松本地域健康産業推進協議会において、協議会会員が開発に関与したヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。
- ウ 国の内外に向けた健康情報の集積と発信を担う世界健康首都会議を開催しました。

(4) 今後の取組み

- ア 健康産業の創出に係る施策をさらに分かりやすく、効率的な体制とするため、これまで松本地域健康産業推進協議会で実施してきた事業を松本ヘルス・ラボに集約します。
- イ 松本ヘルス・ラボの会員をさらに増大させ、個人会員、法人会員それぞれのニーズに合ったパーソナルでオンデマンドな健康サービスを提供するとともに、各種データの集積を進め健康産業創出に向けた多様な企業ニーズに対応します。

22 工業団地

団地名	造成年	企業数	造成面積(ha)
木工団地	昭和41年・42年	7	10.6
西南工場団地	昭和42年～48年	29	32.9
大久保工場公園団地	昭和46年・47年	53	43.0
松本臨空工業団地	昭和61年～平成3年	49	58.0
新松本臨空産業団地	平成10年・11年	18	12.6
倭工業団地	昭和57年～	13	10.6
新松本工業団地	平成22年～26年	12	20.3
合計		181	188.0

23 土地利用計画

昭和46年9月30日に農業振興地域の指定を受け、昭和47年3月9日に松本農業振興地域整備計画が認可となりました。これにより、農用区域とその他の区域の土地利用が明確化され、優良農地の確保と適正な土地利用を図っています。

(1) 都市計画 (令和3年3月31日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847			
都市計画区域 30,191		都市計画区域外	
市街化区域 4,008	市街化調整区域 26,183	67,656	

(2) 農業振興地域 (令和3年3月31日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847			
農業振興地域 24,916		農業振興地域外	
農用区域 7,524	農用区域外 17,392	72,931	

(3) 農業振興地域の農用区域内訳 (令和3年3月31日現在 単位:ha)

農用区域 7,524						
農地 6,528			採草放牧地	混木林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野
田 4,519	畑 860	樹園地 1,149	348	420	59	169

24 農家戸数

(単位：戸)

年 月 日	総農家数	専業農家	第1種兼業	第2種兼業
H17.2.1	総農家 7,908	—	—	—
	販売農家 4,827	894(18.5%)	641(13.3%)	3,292(68.2%)
H22.2.1	総農家 7,984	—	—	—
	販売農家 4,530	1,187(26.2%)	525(11.6%)	2,818(62.2%)
H27.2.1	総農家 7,156	—	—	—
	販売農家 3,787	1,201(31.7%)	517(13.7%)	2,069(54.6%)

(資料 農林業センサス)

平成27年経営耕地面積規模別農家(販売農家)数

(単位：戸)

0.3 ha 未満	0.3 ha } 0.5 ha	0.5 ha } 1.0 ha	1.0 ha } 1.5 ha	1.5 ha } 2.0 ha	2.0 ha } 3.0 ha	3.0 ha 以上	合 計
71	920	1,420	585	298	251	242	3,787

(資料 農林業センサス)

25 経営耕地面積(販売農家)

(単位：ha)

年 月 日	経営耕地	田	畑	樹園地
H17.2.1	5,016	3,409	734	873
H22.2.1	5,290	3,388	953	949
H27.2.1	4,822	3,071	852	898

(資料 農林業センサス)

面積は ha 未満を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しません。

26 経営所得安定対策

国は、農業者の経営安定及び食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るため、「経営所得安定対策」を実施しています。

本市でも国の政策に基づき、制度の基盤である生産数量目安値に応じた主食用米の適正生産に係る取組みを行っています。

水稻作付状況

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2
米生産数量目安値 (t)	17,396	17,827	17,463
米作付目安面積 (ha)	2,693	2,751	2,683
米作付確定面積 (ha)	2,678	2,713	2,681
実 施 率 (%)	99.4	98.6	99.9

27 農業生産振興事業

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業（旧「産地パワーアップ事業」）

ア 経過及び現状

意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系へ転換を図るため、国の交付金事業として「産地パワーアップ事業」が平成28年1月に新たに制定されました。

これは、水田、畑作、野菜、果樹等の全ての農産物を対象とした産地が、地域の営農戦略として「産地パワーアップ計画」を定め、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けた取り組みを総合的に支援するものです。

平成28年度から、地域の意向を取りまとめ「産地パワーアップ計画」に位置づけ、本事業に取り組んでいます。

イ 事業内容及び実績

取組作物名	年度	事業内容
大豆	H28	乾燥調製施設の整備
いちご	H28～H30	いちごの栽培施設の導入
セルリー	H28～H29	セルリー栽培施設の導入
花き	H28～H29	花き集出荷施設、低コスト耐候性ハウスの整備
水稲	H30	色彩選別機の整備
セルリー	R1～	セルリー栽培施設の導入
ぶどう	R2～	ぶどう棚資材、雨よけハウス資材の導入

ウ 採択要件

松本市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づける必要があります。

また、生産・出荷コストを10%以上低減する、販売額を10%以上向上する等を成果目標とする必要があります。

28 中山間地域等直接支払事業

中山間地域は、農業生産活動を通じた水源のかん養等の多面的機能を有していますが、平地に比べ農業の生産条件が厳しく、高齢化の進行による担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。

このため、農業生産活動を通じ中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する目的から、当該農業生産活動等を行う集落（農用地面積1ha以上）に対し直接支払いを実施しています。

- | | | | | | |
|-----------|----------------------------------|-------------|-------------|---------|------------|
| (1) 対象地域 | 法指定地域 | 本郷・内田・四賀・奈川 | 30 集落 | 157.9ha | |
| | 特認地域 | 中山・波田 | 20 集落 | 83.8ha | |
| (2) 対象農用地 | 急傾斜（田：1/20以上、畑：15°以上） | | | | |
| | 緩傾斜（田：1/100以上1/20未満、畑：8°以上15°未満） | | | | |
| (3) 交付単価 | 田 | 急傾斜 | 21,000円/10a | 緩傾斜 | 8,000円/10a |

畑 : 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a

(4) 事業費 45,858 千円(令和2年度実績)

29 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業などを通じて、認定農業者への農地の集積を基本として農地の流動化を推進しています。

利用権の設定等状況(使用貸借を含む)

年度	貸し手(人)	借り手(人)	面積(ha)
30	1,723	628	561
R1	1,645	610	526
R2	1,970	596	617

30 土地利用型経営規模拡大奨励金交付事業

昭和54年度から国が土地利用型農業経営規模拡大促進事業を開始しました。それに伴い、農用地の集積を通じて農業の中核的担い手の育成・確保と農地の有効利用を進めるため、平成元年度から市単独で農用地の貸し手と借り手に対して奨励金を交付してきました。

平成18年度から認定農業者への支援を強化するため、借り手のみへの交付に改め、平成28年度からは認定農業者のみへの交付に改めました。

奨励金の額(10aあたり)

区分		契約期間	1年以上(円)
借り手	認定農業者		3,000

実績(借り手のみ)

年度	計		
	対象者(人)	面積(ha)	金額(千円)
30	384	1,882.80	56,486
R1	383	1,962.00	58,860
R2	407	2,049.70	61,491

31 6次産業化支援事業

本市独自の支援措置を講じて6次産業化を推進し、産業力の向上及び地域活性化と農業者所得の増加を図ります。

- (1) 対象者 農地所有適格法人、農業者で組織する団体、農産物直売所、松本市地産地消推進の店
- (2) 事業概要 農商工連携により加工・流通・販売などに取組む6次産業化の定着促進に向け、人材育成、商品開発、販路開拓等の事業に補助をします。

(3) 支援事業

補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額等 (千円)
人材育成	販売、加工及び経営の強化並びに技術の向上に関する研修会への参加に要する経費（受講料、旅費）	2分の1	25
商品開発	新たな商品開発に要する経費（研究開発を伴うモニタリング費又はパッケージ開発費）	2分の1	1,000
販路開拓	県外及び海外における販路開拓のための物産展への出展及び直売所交流に関する経費（出展負担金、デザイン費・印刷費・資材費・広告費・通信運搬費・輸送費・旅費・装飾備品借上料・筆耕翻訳料）	物産展出展経費 10分の10 輸送費・旅費等 2分の1	国内 250 海外 500
	EC サイトを利用し、新たに地元農産物の販売を行うことに要する経費（EC サイト運営会社に支払う利用料及び手数料）ただし、同一年度内で6カ月以内	2分の1	200
利子補給	施設整備に係る借入金に対する利子及び信用保証料。ただし、新たな商品開発に伴う施設整備に係るものに限る。	利子 2分の1 信用保証料 5分の4	利子補給期間 60カ月以内

32 新規就農者育成対策事業

農村の維持及び松本市の主要農産物の生産振興を図るため、概ね60歳までの意欲ある新規就農希望者を対象に3年間の実践的な研修を実施し、時代の変化に対応できる農業経営者を育成します。

- (1) 事業主体 松本ハイランド農業協同組合
- (2) 研修作物 りんご、ぶどう、セルリー、すいか、施設野菜、花き等
- (3) 研修期間 3年間
- (4) 研修生の状況

年度	研修開始	人数	年度	研修開始	人数
13	第1期生（H13.11～）	6人	24	第11期生（H24.11～）	2人
14	第2期生（H14.11～）	4人	25	第12期生（H25.11～）	2人
15	第3期生（H15.11～）	5人	26	第13期生（H26.11～）	2人
16	第4期生（H16.11～）	4人	27	第14期生（H27.11～）	1人

18	第5期生 (H19. 1～)	1人	28	第15期生 (H28. 11～)	1人
19	第6期生 (H20. 1～)	2人	29	第16期生 (H29. 11～)	2人
20	第7期生 (H20. 11～)	4人	30	第17期生 (H30. 11～)	3人
21	第8期生 (H21. 11～)	3人	R1	第18期生 (R元. 11～)	2人
22	第9期生 (H22. 11～)	2人	R2	第19期生 (R2. 11～)	3人
23	第10期生 (H23. 11～)	2人			

Iターン21世帯(65名転入)、Uターン7世帯(16名転入)、就農者のうち15名が認定農業者

33 農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営開始直後で経営が不安定な青年新規就農者に対して資金を交付しています。

- (1) 対象者 農業経営を主宰する青年新規就農者で、就農地区の人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられた方
- (2) 交付額 1人当たり1,500千円/年(半年毎に750千円を交付)
- (3) 交付期間 最長5年間
- (4) 実績

年度	件数	交付額(千円)
30	17	23,028
R1	16	20,545
R2	15	20,063

34 松本市未来を担う農業経営者支援事業

意欲ある農業の担い手を育成するため、経営規模拡大や効率的な経営を目指す認定農業者に対して、農業機械等のリース及び取得費用の一部を補助するものです。また、女性農業者の育成を図るため、女性農業者が行う実践的な活動に要する費用の一部を補助するものです。

- (1) 対象者 市内で農業経営を営む者で、市から農業経営改善計画の認定を受けた者等
- (2) 補助対象 農業経営改善計画の達成に必用な機械施設等
1件500千円以上の農業機械等リース及び取得
女性農業者が行う実践的な活動
- (3) 補助率

ア リース及び取得事業	取得価格の1/3以内、上限2,000千円
イ 女性農業者支援事業	ソフト事業 上限100千円(補助率10/10) ハード事業 上限200千円(事業費の2/3以内)

事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R2	果樹貯蔵用冷蔵設備	1	2,200	733
	管理機	1	220	146
	コンバイン	3	16,845	4,897
	充電式運搬車	1	225	150
	乗用草刈機	1	750	250
	スピードスプレーヤー	2	14,565	4,000
	田植機	1	3,451	1,150
	タンク搭載型自走スプレーヤー	1	1,900	633
	電動剪定バサミ	1	404	269
	トラクター	8	56,050	15,081
	トレリス（リンゴ）	2	6,949	2,316
	バルククーラー（牛乳冷却器）	1	5,390	1,796
	ぶどう醸造施設	1	6,215	2,000
	高所作業機	1	810	270
	計	26	115,974	33,691

35 新規就農者支援事業

新規就農者が農業経営の開始又は経営の効率化を行うために導入する農業機械及び農業用施設の取得費用の一部を助成し、農業への定着促進を図っています。

- (1) 実施期間 平成 22 年度～
- (2) 補助対象 取得価格 500 千円以上の機械、施設の導入
- (3) 補助率 1/2 以内（上限 500 千円）

3 カ年度実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
30	ネギ皮むき機	1	1,110	500
	農業用軽トラック	1	1,400	500
	ハウス加温機	1	788	394
	果樹保存用冷蔵庫	1	1,755	500
	中古農業用トラクター	1	1,500	500
	計	5	6,553	2,394
R1	スイカ用可変平畦成形マルチ	1	1,327	500
	高所作業機	2	1,389	694
	農耕用トラクター	1	1,837	500
	農業用ハウス	1	720	360
	計	5	5,274	2,054

R2	自走式ラジコン動噴	1	680	339
	田植機	1	1,210	500
	長ネギ根葉切り皮剥き機	2	3,370	1,000
	農業用軽トラック	1	965	482
	ビニールハウス	1	687	343
	計	6	6,912	2,664

36 鳥獣被害対策事業

(1) 目的

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣とのすみ分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(2) 令和2年度の実績

ア 駆除対策事業

(ア) 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,515頭

カラス他鳥類 3,690羽

(イ) 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 4名

(ウ) 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進

(四賀80名、入山辺97名、中山37名、安曇(2隊)34名、梓川23名)

(エ) 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

イ 被害防除事業

(ア) 鳥獣被害防護柵補修

市と住民が協働形式で設置してきた防護柵が、自然災害等により破損したため、地区住民に補修する資材を提供し、補修作業の妨げとなる支障木を撤去しました。

a 補修資材の提供

延べ10団体に補修資材を提供

b 倒木撤去委託費

延べ10団体に対し、総額420千円の撤去委託

37 地域営農リーダー育成事業

食の安全に基づいた豊かで安定した21世紀型農業の確立を目指し、地域農業・農村の活性化を図るため、将来の地域営農リーダーとなり得る資質の習得を目的に、平成5年度に「松本新興塾」を開塾しました。令和3年3月に第11期生12名が卒塾しました。

(1) 運営 松本地域営農リーダー育成塾実行委員会

松本市、安曇野市、山形村、松本市農業委員会、長野県、JA他

(2) 開塾期間 1期2年半

- (3) 資格要件 J A松本ハイランド、J A松本市、J Aあづみ管内の組合員及びその家族で、概ね50歳未満の者
- (4) 事業内容 1年目：基本研修(講義及び討論、研修会等)
2年目：基本研修(講義及び討論、研修会、先進地視察研修等)
3年目：課題研修(講義及び討論、研修会、先進地視察研修、卒論作成等)
- (5) 卒塾生 194名(第1～11期)

38 農畜産物マーケティング推進事業

本市で生産される農畜産物の販売拡大等を図り農業者の所得向上を目的に、地産地消の推進や大消費地における消費宣伝活動を実施するとともに、本市で生産される農畜産物のブランド化に取り組んでいます。

(1) 地産地消の推進

松本で生産される農畜産物の地域消費を増やす仕組みづくりを行うため、松本市地産地消推進会議(委員：19名、会長：茂木信太郎 信州大学経営大学院特任教授)を設置し、松本市地産地消推進計画に基づいて、次の具体的施策に取り組んでいます。

ア 地産地消食育推進事業

子どもたちを対象に農業者、農業団体等が独自のアイデア・方法により実施する地元産の食材や花を教材とした食育活動・農業体験学習等に対し支援を行い、地産地消、食育の推進に取り組んでいます。

(ア) 事業主体 市内農業者、生産団体、農業者を構成員とし農産物加工を行う団体、市内に本社または支社を置き、地場農産物を原料に食品製造等を行う法人

(イ) 補助率 補助対象経費の1/2(ただし、上限300千円)

イ 地産地消懇談会

地産地消について、市民に理解を深めてもらうための懇談会を開催しています。

ウ 地産地消推進の店

地産地消を推進するため、松本地域産の農畜産物及びその加工品を積極的に取り扱う市内の飲食店等を登録、周知する「松本市地産地消推進の店」を設けています。登録数は90店舗です。

(2) 農畜産物のブランド化推進

ア 松本産農産物のブランド化

松本産農産物が持つ希少性や環境イメージ等に着目したブランド化を進めています。

(ア) 伝統野菜・特産品

信州の伝統野菜に選定されている松本一本ねぎ、保平蕪、^{ほだいらかぶ}稲核菜、^{いねこまな}番所きゅうり等について、希少性やストーリー性をブランド価値向上と地域の活性化につなげるため、地域と連携し、販路拡大や商品開発を行っています。また、地理的表示(GI)取得や有機JAS取得に向けた支援や作付拡大奨励による出荷拡大にも取り組んでいます。

(イ) 松本産野菜・果物

松本の自然特性に注目したイメージづくりにより、松本地域で多く生産されるメジャー品目の認知度向上と販路拡大に取り組んでいます。

イ 大消費地における消費宣伝活動

松本産の農畜産物の認知度向上、消費拡大を目的に、大阪・名古屋・九州等の大消費地における消費宣伝活動を実施してきました。今後は、意欲ある農業者が出荷だけでなく新たな販路拡大（直接取引等）を自ら行う取組みに対し、店舗等との受入れや展示会への出展等の調整等を支援していきます。また、販路拡大を目的に、大消費地の卸売市場等で出荷団体等と連携したすいか、りんごのトップセールスを行います。

39 松本市遊休荒廃農地対策事業

(1) 事業概要

担い手の高齢化、後継者不足等により農地の遊休荒廃化が進む中で、遊休荒廃農地の解消を図り、再活用の促進を目指しています。

(2) 事業内容

農地を取得又は貸借する者(団体を含む。)及びUターン就職者等が行う、遊休荒廃農地の復元及び有効利用に要する経費に対して、1a 当たり 2,300 円から 7,000 円以内で補助を行います。

(3) 令和 2 年度実績

- ア 蟻ヶ崎、岡田、中山地区の耕作放棄地を再生
- イ 再生面積 194a

40 健康生きがい市民農園事業

農業を通じた健康・生きがいづくりを進めるとともに、農業への理解を進めます。

(1) 市民農園

- ア 開設場所 22カ所
- イ 区 画 574区画（1区画約33㎡）
- ウ 利用料 年額2,000～4,500円/1区画

(2) 健康いきがい市民農園

- ア 開設場所 2カ所（高宮北、高宮中）
- イ 区 画 20区画（1区画約50㎡）
- ウ 利用料 年額6,000円/1区画
- エ その他 農園利用者に対して作物栽培の現地指導を実施

(3) 簡易オートキャンプ設備付き農園

- ア 開設場所 1カ所（内田）
- イ 区 画 17区画（1区画約200㎡）
- ウ 利用料 年額18,000円/1区画
- エ その他 水道電気料実費負担

41 クラインガルテン事業

遊休農地の有効活用と豊かな自然、風土を守り市民等の福祉の増進を図るため、クラインガルテンを設置し、都市住民との交流を図っています。

(1) 施設の概要

地区	名 称	区画数	一区画の規模	使 用 料	契 約
四賀	坊主山 クラインガルテン	53	敷地全体 270～300 m ² (内訳) 休憩小屋(建物) 38～50 m ²	104,760～ 366,660 円	1 年 間 (最長 5 年)
	緑ヶ丘 クラインガルテン	78	畑 100～120 m ² 他 芝生 花壇	377,140～ 513,330 円	
奈川	大原 クラインガルテン	35	敷地全体 350 m ² (内訳) 休憩小屋(建物) 24～50 m ² 畑 150 m ²	261,900～ 398,090 円	1 年 間 (最長 5 年)
	神谷 クラインガルテン	18	敷地全体 200 m ² (内訳) 休憩小屋(建物) 40～42 m ²	244,440 円	
	入山 クラインガルテン	7	畑 80～100 m ² 冬期間利用不可		
計		191			

(2) 利用率

96.8% (9割以上が県外者)

42 農業協同組合

組 合 名	組合員数 (人)	組合員戸数 (戸)	出資金 (千円)
松本ハイランド農業協同組合	40,657 (24,839)	30,202 (17,898)	8,782,801 (4,789,113)
あづみ農業協同組合	15,856 (2,940)	10,810 (1,965)	4,123,561 (1,131,582)

注 ()は、松本市管内の数値です。

43 公設地方卸売市場の概要

- (1) 名 称 松本市公設地方卸売市場
- (2) 計画編入 第4次長野県卸売市場整備計画 昭和61年8月
- (3) 取扱商品 青果、水産、食肉、花き
- (4) 供給圏 長野県全域
- (5) 入場業者 青果卸売業者 2社 水産卸売業者 2社 花き卸売業者 1社
青果仲卸業者 8社 水産仲卸業者 3社
関連事業者等 35社 2団体
- (6) 業務開始 平成元年10月23日
- (7) 事業費 約105億円(土地・建物) うち国庫補助 約16億円、県費補助 約8億円

(8) 取扱高

区分		年度		
		30	R1	R2
青果	数量 (t)	75,558	73,029	77,001
	金額 (千円)	18,622,785	17,697,527	20,143,562
水産・食肉	数量 (t)	32,708	36,268	35,662
	金額 (千円)	15,033,928	14,973,177	14,837,153
花き	数量(千本鉢)	8,642	117,775	9,348
	金額 (千円)	830,246	835,544	940,093

44 土地改良事業 (県営・団体営)

(1) 用排水施設整備

安定した用水確保と維持管理の軽減によって、農業生産性向上を図るために、老朽化した農業用水路施設の整備を進めています。

近年の整備状況

事業名	地区	事業主体	全 体 計 画		施行期間
			事 業 概 要	事業費(千円)	
かんがい排水事業	梓川右岸	長野県	排水路整備 L=3,152m	3,105,000	H24~R5
	鎖川		頭首工 1カ所 (合口化)	150,000	H29~R2
	二区堰		用排水路整備 L=1,065m	206,000	H29~R3
	新村堰		農業用水路補修 L=1,120m 水門自動化 1カ所	180,000	R1~R4
農村地域防災減災事業	田溝池	長野県	堤体改修	209,000	H29~R3
	今村堰		堤外水路 L=160m	170,000	R3~R5

(2) 農業農村整備

食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と、都市にも開かれた水・土・里の豊かな生き生きとした暮らしを創出するために、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備、農地や施設等の保全管理を行っています。

事業名	地区	事業主体	全 体 計 画		施行期間
			事 業 概 要	事業費(千円)	
県営畑地帯総合整備事業	中下原 平林	長野県	畑地かんがい施設(更新) A=130ha 農道整備 L=1,160m 排水路整備 L=3,880m 農地改良 A=5ha	1,750,000	H27~R4
	古池原		畑地かんがい施設(更新) A=80ha 農道整備 L=500m	833,000	H29~R3
	中信平 左岸		畑地かんがい施設(更新) A=549ha 遠隔監視施設他 一式	520,000	R1~R5

45 多面的機能支払交付金事業

農業農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を有していますが、近年、高齢化や人口減少等により地域の共同活動で支えられていたそれらの機能を維持していくことが困難になってきています。そこで、多面的機能を将来にわたって維持していくため、新たに地域の共同活動に対して支援をするものです。

(1) 事業内容

ア 農地維持支払（地域資源の基礎的な保全活動）

田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 240 円/10 a

イ 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）

田 2,400 円/10 a、畑 1,440 円/10 a、草地 240 円/10 a

なお、「施設の長寿命化」と一緒に取り組む場合、又は、採択後 5 年経過した組織については、交付金額が 75%以内となります。また、「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、6 分の 5 単価となります。

ウ 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

田 4,400 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 400 円/10 a

上記交付金を国、県、市が負担し、市から活動組織に対して交付します。（費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

なお、活動組織による直営施工を実施しない場合は、6 分の 5 単価となります。

(2) 事業期間

5 年間の協定期間

(3) 事業実績（令和 2 年度）

農地維持支払

区分	交付金対象面積 (ha)	交付金額 (円)	市負担額 (円)
46 組織	田 2,898.34、畑 1,101.37、草地 13.14 計 4,012.85	108,007,688	27,001,922

資源向上支払（共同活動）

区分	交付金対象面積 (ha)	交付金額 (円)	市負担額 (円)
31 組織	田 1,854.88、畑 221.19、草地 2.45 計 2,078.52	40,150,848	10,037,712

資源向上支払（長寿命化）

区分	交付金対象面積 (ha)	交付金額 (円)	市負担額 (円)
34 組織	田 2,596.20、畑 1,077.13、草地 8.54 計 3,681.87	103,994,556	25,998,639

46 農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業

農業集落におけるし尿、家庭雑排水等を処理する施設を整備し、農村の生活環境を改善して快適な生活と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業を実施しています。

供用開始後 20 年以上が経過しているため、平成 30 年度に島々地区農業集落排水施設において劣化

診断調査を行いました。その結果に基づき、令和元年度から計画的に機能強化工事を実施しています。

施設概要

区 分	農業集落排水処理施設			小規模集合 排水処理施設
	大野田	島々	稲核	野沢
管路 (m)	2,257	3,066	2,018	139
計画人口 (人)	590	810	520	70
処理区内人口 (人)	256	279	207	18
整備年度	H7～H10	H5～H8	H9～H12	H11
総事業費 (千円)	609,800	751,000	558,332	42,000
供用開始	H10年4月	H8年4月	H12年11月	H12年4月

機能強化工事

処理施設	事業概要	総事業費 (千円)	施行期間	備 考
島 々	防食塗装他 1式	89,000	R1～R3	
大野田	防食塗装他 1式	180,000	R3～R5	

47 農業関係施設一覧

(1) 集会施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
新村多目的研修センター	新村 2179-1	鉄骨 2階建延 430 m ²	農政課
金井多目的集会施設	中川 1821-3	木造平屋 156 m ²	農政課
婦人若者等活動促進施設	刈谷原町 496	木造平屋 253 m ²	農政課
今井農村環境改善センター	今井 2231-1	鉄骨 2階建 1,122 m ²	耕地課
笹賀農村環境改善センター	笹賀 2929	鉄骨 2階建 1,322 m ²	耕地課
安曇基幹集落センター	安曇 2741-1	鉄骨 2階建 774 m ²	農政課

(2) 農村広場、農村公園及び森林公園

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
新村農村広場	新村 1900	敷地面積 10,000 m ²	農政課
神林農村広場	神林 1440-1	敷地面積 11,233 m ²	農政課
稲倉ふれあい広場	稲倉 150-1	敷地面積 8,000 m ²	農政課
芥子坊主農村公園	岡田町 868-2	敷地面積 12,761 m ²	農政課
田溝池農村公園	岡田下岡田 1454-1	敷地面積 6,180 m ²	農政課
穴沢運動公園	取出 121	敷地面積 17,437 m ²	農政課
反町農村公園	反町 433-3	敷地面積 1,606 m ²	農政課
新村農村公園	新村 3360	敷地面積 2,170 m ²	耕地課
笹賀第1農村公園	笹賀 3497-2	敷地面積 900 m ²	耕地課
笹賀第2農村公園	笹賀 2083-1	敷地面積 1,120 m ²	耕地課
神林農村公園	神林 694	敷地面積 800 m ²	耕地課
今井第1農村公園	今井 2879-1	敷地面積 400 m ²	耕地課

今井第2農村公園	今井 2263	敷地面積 300 m ²	耕地課
今井第3農村公園	今井 5984-1	敷地面積 1,250 m ²	耕地課
島内農村公園	島内 8228-1	敷地面積 1,623 m ²	耕地課
白川農村公園	寿豊丘 117-6	敷地面積 5,990 m ²	耕地課
中山農村公園	中山 6668-ハ	敷地面積 2,099 m ²	耕地課
岡田慶弘寺農村公園	岡田伊深 1175-1	敷地面積 2,209 m ²	耕地課
岡田町農村公園	岡田町 295	敷地面積 297 m ²	耕地課
里山辺林農村公園	里山辺 4571-1	敷地面積 1,169 m ²	耕地課
しがビューティフルパーク	会田 3299	敷地面積 140,124 m ²	耕地課
ふるさと公園しが	会田 1046	敷地面積 5,346 m ²	耕地課
安曇屋内交流広場	安曇 2766-2	鉄骨平屋 483 m ²	農政課
小原農村公園	奈川 2124-1	敷地面積 5,268 m ²	耕地課
立田農村公園	梓川梓 2348-1	敷地面積 3,048 m ²	耕地課
下角農村公園	梓川梓 393	敷地面積 1,160 m ²	耕地課
氷室農村公園	梓川倭 2806-10	敷地面積 1,019 m ²	耕地課
花見農村公園	梓川上野 648-3	敷地面積 1,261 m ²	耕地課
田屋農村公園	梓川上野 3469-23	敷地面積 6,250 m ²	耕地課
大久保農村公園	梓川梓 3454	敷地面積 4,042 m ²	耕地課
波田下新田農村公園	波田 6589-1	敷地面積 1,098 m ²	耕地課
八景山マレットゴルフ場	梓川上野 853-1	敷地面積 8,604 m ²	耕地課

(3) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
農林漁業体験実習館	岡田下岡田 1456-2	木造平屋 200 m ²	農政課
坊主山ラインガルテン	取出 481-1	総面積 28,522 m ² 53 区画	農政課
緑ヶ丘ラインガルテン	中川 1747-1	総面積 33,828 m ² 78 区画	農政課
錦部農村共同作業施設	保福寺町 81-4	鉄骨平屋 386 m ²	農政課
会田農村共同作業施設	会田 3912-2	鉄骨平屋 248 m ²	農政課
四賀農作業準備休憩施設	会田 3012-1	鉄骨平屋 150 m ²	耕地課
奈川新規就農者技術習得管理施設	奈川 2268-1	木造 2階 138 m ²	農政課
大原ラインガルテン	奈川 2213-29	総面積 32,872 m ² 35 区画	農政課
神谷ラインガルテン	奈川 576-1	総面積 13,441 m ² 18 区画	農政課
入山ラインガルテン	奈川 4678-1	総面積 18,019 m ² 7 区画	農政課

(4) 農産物加工直売施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
四賀地域資源利活用施設	七嵐 120-2	木造平屋 124 m ²	農政課
四賀地域食材供給施設	反町 26-1	木造平屋 194 m ²	農政課
今井農産物直売施設	今井 886-2	鉄骨平屋 1,833 m ²	農政課
安曇番所農産物加工販売施設	安曇 3972-2	木造平屋 116 m ²	農政課
安曇稲核農産物加工販売施設	安曇 3358-1	木造一部 RC 平屋 414 m ²	農政課
安曇島々農産物加工販売施設	安曇 745-1	鉄骨平屋 259 m ²	農政課

グレンパークさわんど	安曇 4144-17	鉄骨 2 階建 延 745 m ²	農政課
安曇風穴の里	安曇 3528-1	鉄骨平屋等 延 1,261 m ²	農政課
ながわ山彩館	奈川 2120-1	木造平屋 585 m ²	農政課
梓川水田農産物処理加工施設	梓川倭 4175-1	鉄骨平屋 404 m ²	農政課
梓川地場産品直売センター	梓川倭 2102-1	敷地 1,306 m ² 木造平屋 137 m ²	農政課
波田農産物加工販売施設	波田 8501-1	木造平屋 328 m ²	農政課
奈川農産物貯蔵施設	奈川 2395-1	木造平屋 36 m ²	農政課
奈川農機具倉庫	奈川 2554-10	木造平屋 75 m ²	農政課

(5) 排水処理施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
大野田農業集落排水処理施設	安曇 245-1	処理施設 1,096 m ² 管路施設 L=2,257 m ²	耕地課
島々農業集落排水処理施設	安曇 720-1	処理施設 1,040 m ² 中継ポンプ 3 基 管路施設 L=3,066m	耕地課
稲核農業集落排水処理施設	安曇 2403-3	処理施設 1,471 m ² 中継ポンプ 2 基 管路施設 L=2,018m	耕地課
野沢小規模集合排水処理施設	安曇 609-4	70 人槽 中継ポンプ 管路施設 L=139m	耕地課

(6) その他施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
四賀有機センター	中川 2184-127	建物面積 5,420 m ² 処理能力 40.5 t/日	農政課
木曾馬牧場	奈川 1173-10	敷地 337,822 m ² 木造平屋 106 m ²	農政課

48 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市 ・松本市 山林組合	山林の管理・経営 217 筆 2,931,888.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内、 岡田各 2 人 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内

安曇野・松本行政事務組合	広域23排水路の維持管理 L=56,839m 排水管理施設 90カ所(水門等) 関係土地改良区数 8土地改良区	組合長 安曇野市長 副組合長 松本市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 5人 安曇野市 4人 豊科、三郷、穂高、堀金 各1人 松本市 1人 梓川 1人 監査委員 2人 議会選出、有識者各1人	安曇野市 堀金烏川3187-1 安曇野地区広域排水事業所内
--------------	--	--	--	-------------------------------------

49 労働者の現況

(1) 事業所数及び従業者数

事業所数	従業者数(人)(男女別の不詳含む。)		
	総数	男性	女性
13,927	129,566	71,670	57,850

資料：平成26年経済センサス基礎資料

(2) 労働力人口等

項目名		数値
労働力人口	人数(人)	125,683
	割合(%)	62.2
就業者	人数(人) (男女別の不詳含む。)	121,552 (第1次産業 6,794) (第2次産業 28,388) (第3次産業 82,036)
	率(%)	58.7
	完全失業者	人数(人)
	率(%)	3.29
女性就業者	人数(人)	53,372
	率(%)	50.0
高齢者就業者	人数(人)	17,857
	率(%)	27.9

資料：平成27年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの ①就業者ではない ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。

(3) 最低賃金

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。(事業場で働く常用労働者、季節労働者、日雇いなどの臨時的労働者及びパートなど)

長野県地域別 最低賃金	時間額(円)	発効年月	※産業別最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。(産業別最低賃金の該当業種であっても、業務・年齢等によっては適用が除外され、地域別最低賃金が適用される場合があります。)
	877	R3. 10. 1	

—長野労働局—

(4) 有効求人倍率の推移 (各年度3月数値)

年 度	全国	長野県	松本職安管内
30	1.63	1.64	1.63
元	1.38	1.39	1.39
2	1.10	1.18	1.21

—長野労働局 松本公共職業安定所—

(5) 障害者雇用率

区 分	※法定雇用率 (R3. 3. 1 改正)
一般事業主	2.3 %
国・地方 公共団体	2.6 % (都道府県等の教育委員会 2.5 %)

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による

50 技能功労者褒賞

60歳以上で同一職種に30年以上従事し、指導的立場で、業界の振興・発展に寄与された市民を、毎年11月23日の勤労感謝の日に式典を開催し、褒賞を行っています。(平成30年度9人、令和元年度16人、令和2年度5人)

51 職業・労働相談

雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、平成15年度から実施しています。相談員が原則として月4回、相談に応じています。

(単位：件)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	1,525	114	103

※ 求人票関係の相談は、平成 30 年度までは相談員を介して行っていましたが、令和元年度から勤労者福祉センター1 階ロビーでの自由閲覧に変更

※ 相談日は、平成 30 年度まで相談員常駐対応のため週 5 日。令和元年度以降は、特定日のみ対応としたため月 4 日（令和元年度は月 2 回）

52 勤労者心の健康相談

複雑多様化した労働環境の中で、上司や同僚等との人間関係の悩みや家庭での問題など、不安・ストレスなどから勤労者の心の健康の回復を図ることを目的に、平成 14 年度から、主として松本地域に働く中小企業の勤労者やその家族を対象に、毎月 5 回、産業カウンセラー・心理カウンセラーによる相談を実施しています。

（単位：件）

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	156	123	127

53 若者職業なんでも相談

自分のやりたいことがわからなかったり、どんな職業に向いているのかなど、自分の将来の身の振り方がわからず悩む若者等の相談に応じることを目的に、平成 15 年度から、毎月 2 回、産業カウンセラー、キャリアカウンセラーによる相談を実施しています。

（単位：件）

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	55	48	47

54 労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み、労使間のトラブルなどの解決を図るため、専門の労働相談員を配置し、弁護士・司法書士・社会保険労務士による相談にも応じている NPO 法人に対し、委託している相談事業です。

平成 16 年度に、緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成 17 年度からは松本市単独事業として継続しています。

(1) 委託先 NPO 法人ユニオンサポートセンター

(2) 相談受付件数と内容分類

（単位：件）

年 度	労使関係	金銭関係	不動産	家庭関係	その他	合 計
30	3,074	149	148	198	432	4,001
元	2,980	145	100	137	476	3,838
2	3,307	108	60	154	636	4,265

55 勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行っています。

(融資条件等)

(令和2年3月31日現在)

融資限度額	返済期間	償還方法	利率	信用保証
300万円	10年以内	元利均等償還	固定年1.91%～ 変動年1.66%～	有

(勤労者資金融資の推移)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
当年度	件数(件)	5	1	8
	金額(千円)	6,130	1,600	15,150
年度末 残高	件数(件)	67	38	32
	金額(千円)	30,640	19,902	26,491

56 生涯現役促進地域連携事業

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すため、松本市が中心となって構成する協議会が国から事業を受託し、地域における高齢者の就労促進を図ります。

(1) 事業内容

- ア 就労者及び事業主のための相談窓口設置
- イ 就労セミナー及び事業主セミナーの開催
- ウ 事業所訪問による事業啓発活動

57 人材育成事業

(1) 技能五輪大会

第58回技能五輪全国大会(全国青年技能者技能競技大会)

- ア 開催日程 令和2年11月14日(土)～11月15日(日)
- イ 開催場所 愛知県国際展示場他 全7会場
- ウ 競技職種 ー 全40職種 ー
- エ 出場選手 松本市から2名(長野県全体で32名) 職種: レストランサービス、配管
- オ 成績(松本市出場選手) 入賞者1名 職種: レストランサービス

(2) ものづくり人材育成事業

技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成策として、学校、経済団体や行政などで構成する連絡会組織「松本市ものづくり人材育成連絡会」を平成25年7月24日に設立し、構成団体で連携をとりながら地域産業を担う若年者の育成や地元への就職、産業に必要な人材の確保など、総合的に人材育成を支援しています。

58 (一財) 松本市勤労者共済会

市内の中小企業等に勤務する者の、福祉の向上を図ることを目的に、昭和 47 年に任意団体として松本市勤労者互助会が発足しました。その後、平成 2 年に松本市勤労者共済会と改称し、平成 17 年には財団法人松本市勤労者共済会に、さらに、平成 20 年度の公益法人制度改革により、平成 25 年 4 月 1 日から一般財団法人へ移行しています。

(1) 会員資格

- ・市内の中小企業に従事する勤労者及びその事業主
- ・パートタイマー、その他これに準じる者

(2) 入会金、会費

- ・入会金 1 人 入会時 500 円
- ・会費 1 人 月額 500 円

※会費は、原則として全額事業主負担です。

(3) 主な事業内容

- ア 共済金給付事業 会員への祝い金、見舞金等の給付
- イ 施設利用補助 スポーツ施設、保養施設、レクリエーション施設等の割引利用及び提携契約施設等の利用補助
- ウ 福利・厚生事業 レクリエーション事業、マナー教室等の教養講座の開催
- エ 健康維持増進事業 人間ドック受診補助、健康講座等の開催

(4) 会員数

(各年度 3 月 31 日現在)

年 度	事業所数(事業所)	会員数 (人)
30	1,527	8,168
元	1,490	8,066
2	1,454	7,967

59 松本市勤労者福祉センター

昭和 47 年に県が「長野県松本勤労者福祉センター」の名称で建設した施設であり、開設当初から本市が指定管理者の指定を受け管理運営を行ってきました。

平成 30 年度に、長野県から松本市に移管され、名称を松本市勤労者福祉センターとし、「市民の勤労福祉の増進と文化の向上を図ること」を目的に施設の管理運営を行っています。

- (1) 位 置 松本市中央 4 丁目 7 番 26 号
- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積 5,220.43 m²
建築面積 1,484.50 m²
延床面積 3,138.43 m²
- (3) 開 館 昭和 47 年 4 月 1 日 (長野県松本勤労者福祉センター)

平成 30 年 4 月 10 日（松本市勤労者福祉センター）

- (4) 施設内容 大会議室（306 人収容）、会議室 10 室（18 人～132 人収容）
- (5) 事業費 建築当初 約 250,000 千円
改修費用 約 538,000 千円
- (6) 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分
- (7) 休館日 毎月第 1・第 3 火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (8) 使用状況

年 度	使用件数(件)	使用人数(人)	使用料収入(千円)	使用料減免額(千円)
30	4,856	188,674	16,467	1,391
元	5,114	185,376	15,184	2,022
2	4,215	93,813	10,062	6,375

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため 4 月 18 日から 5 月 21 日まで休館

60 松本市勤労会館

勤労者の福祉の向上と研修並びに教養を高める施設として、広く労働福祉の充実を図っています。

- (1) 位 置 松本市中央 4 丁目 7 番 22 号
- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
敷地面積 561.90 m²
建築面積 301.89 m²
延床面積 583.26 m²
- (3) 開 館 昭和 60 年 12 月 1 日
- (4) 施設内容 会議室
- (5) 総事業費 101,807 千円
- (6) 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分
- (7) 休館日 毎月第 1・第 3 火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (8) 使用状況

年度	会 議 室 使用件数 (件)	会 議 室 使用人数 (人)	使用料収入額	
			会議室 (千円)	事務室 (千円)
30	308	5,029	368	634
元	345	5,612	438	676
2	245	2,717	350	2,303

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため 4 月 18 日から 5 月 21 日まで休館

61 農業委員会事務局

- (1) 農業委員会

農業委員会制度の改正に伴い、平成 30 年 8 月から新たな体制に移行しました。議会同意の下、

市長が任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が協力し合い、農地の権利移動、転用、利用関係の調整の他、新たに重点化された農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）にあたっています。

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

区分	条例定数	実数	任期	備考
農業委員	26人	25人	平成30年8月9日 ～令和3年8月8日	地区又は団体からの推薦並びに公募に基づく市長の任命
農地利用最適化推進委員	18人	18人	平成30年8月17日 ～令和3年8月8日	地区からの推薦並びに公募に基づく農業委員会の委嘱

(3) 農地の移動処理状況

農地を農地として売買 又は賃借するもの (農地法第3条)		自分の農地をかい廃 するもの (農地法第4条)		農地をかい廃する目的で 売買又は賃借するもの (農地法第5条)		農地賃借の解約 (農地法第18条)	
件数	面積(ha)	件数	面積	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
54	7.17	75	2.98	210	13.77	240	62.52